

誰もが安全で安心して暮らすことができる「セーフシティ」を実現するためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした者等が抱える課題等を社会全体で解消することで、その立ち直りを支援し、犯罪や非行の繰り返しをなくしていく再犯防止の取組を推進していくことが不可欠です。

再犯防止は、これまで国が中心となって実施されてきましたが、犯罪をした者等の中には、社会復帰を果たす上で継続的な支援を要する者もあり、必要な住民サービス等を円滑に受けられるような配慮が求められています。

そこで、東京都は、都民が安全で安心して暮らせる社会づくりを行うため、東京都再犯防止推進計画を定めるとともに、犯罪や非行の防止等について理解を深めるための研修会等を行っています。

## 申込方法

7月下旬頃  
受付開始

下記アドレスまたは右のQRコードからお申し込みください。  
[https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin\\_anzen/chian/saihan-boushi/kenshukai/](https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen/chian/saihan-boushi/kenshukai/)



※申込者多数の場合は抽選となります。  
※ご受講の可否については、申込期限後にメールでお知らせいたします。

## 対象

- 都内在住または在勤の  
 ●民間支援機関の職員  
 ●保護司、民生・児童委員、弁護士等、地域で活躍されている支援者の方  
 ●公的機関の職員（更生保護、福祉、保健・医療、就労、教育、警察、矯正）等

## 日程

面記載のとおり

## 参加費

**無料**（通信費は参加者のご負担となります。）

## 申込期限

基礎編

- 第1回 令和7年8月31日(日)締切 (令和7年9月11日(木)開催)  
 第2回 令和8年1月5日(月)締切 (令和8年1月21日(水)開催)

応用編

- 第1回 令和7年8月31日(日)締切 (令和7年9月12日(金)開催)  
 第2回 令和8年1月5日(月)締切 (令和8年1月23日(金)開催)

※申込に当たりご記入いただきました個人情報は、この研修会及び本年度に東京都が実施する研修会等のお知らせに関してのみ使用し、他の目的には使用しません。

※オンライン受講の環境がない方は都庁舎周辺（新宿）の会場にてご聴講いただけますので、下記「問合せ先」にお問い合わせください。（ただし、各回最大10名。希望者多数の場合は抽選になります。）

※このチラシのPDFファイルは都民安全総合対策本部ホームページに掲載しております。

[https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin\\_anzen/chian/saihan-boushi/kenshukai/](https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen/chian/saihan-boushi/kenshukai/)

問合せ先

東京都 都民安全総合対策本部 総合推進部 都民安全課 再犯防止担当  
 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎 北塔34階  
 電話 03-5388-2747 (平日の午前10時～午後5時)

リサイクル適性  
 この印刷物は、印刷用の紙へ  
 リサイクルできます。

令和7年7月発行

# 令和7年度 再犯防止に関する研修会

応用編テーマ：犯罪・非行をした知的・発達障害等を有する者への社会復帰支援



犯罪や非行をしてしまった人が新たな犯罪や非行をすることなく生活していくためには、彼らを排除してしまうのではなく、地域社会の一員として受け入れ、その立ち直りと社会復帰を助けることで、一緒に安全・安心な地域社会を築いていくことが大切です。

このことが、誰もが安全・安心を感じられる地域社会、そして、新たな被害者を生まない地域社会の実現へつながっていきます。

この研修会は、「基礎編」と「応用編」に分けて、オンライン形式で開催します。

犯罪や非行からの立ち直りについて、一緒に考え、学んでみませんか。

## 基礎編

主に、犯罪や非行をした人の立ち直り支援をこれから学ぼうとする人・携わろうとする人が、支援に関する基礎的な知識を学ぶ



第1回 令和7年9月11日(木) 申込期限:令和7年8月31日(日)まで

第2回 令和8年1月21日(水) 申込期限:令和8年1月 5日(月)まで

※第1回と第2回は時間・内容ともに同一です。

13:30～13:35 開会

13:35～14:05 刑事施設における再犯防止の取組  
～拘禁刑下の矯正処遇等について～

法務省矯正局成人矯正課成人矯正PT  
法務専門官 塚原 章裕 氏

令和7年6月から導入された拘禁刑下においては、改善更生を図るため、個々の受刑者の特性に応じたきめ細かな処遇が可能となり、再犯防止の取組が一層強化される。  
再犯防止の一翼を担う刑事施設の取組は、その後の立ち直り支援の前提条件となるところ、この講義では、拘禁刑導入による新たな制度・取組等について紹介していただく。

14:05～14:20 第二次東京都再犯防止推進計画と  
東京都における再犯防止の取組

東京都都民安全総合対策本部総合推進部  
共生社会担当課長 宮澤 夏樹

東京都では、令和6年3月に東京都第二次再犯防止推進計画を策定した。  
この講義では同計画の実施状況等について紹介するとともに、広域自治体としての再犯防止の取組について紹介する。

14:20～14:30 休憩

14:30～15:00 更生保護施設における再犯防止の取組

更生保護法人東京実華道場 ステップ押上  
施設長 加持 啓輔 氏

更生保護施設では、矯正施設から出所した人や保護観察中の人のうち、直ちに自立更生することが困難な人に対して、一定期間宿泊場所や食事の提供をしているほか、各自の実情に応じた必要な支援を行っている。  
この講義では、更生保護施設の事業内容や支援活動等について紹介していただく。

15:00～15:30 協力雇用主の視点から

都内民間企業（協力雇用主）

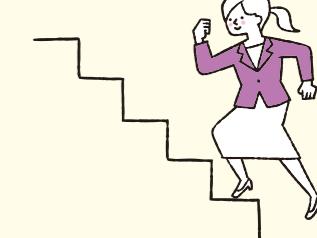
協力雇用主とは犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人等を雇用する事業主のことである。  
この講義では、協力雇用主から、雇用主になった経緯やこれまでの経験等について紹介していただく。

15:30～15:45 質疑応答／閉会

## 応用編

犯罪・非行をした知的・発達障害等を有する者への社会復帰支援

主に、犯罪や非行をした人の立ち直り支援に関する一定の知識・経験がある人が、より発展的な知識を学ぶ



第1回 令和7年9月12日(金) 申込期限:令和7年8月31日(日)まで

第2回 令和8年1月23日(金) 申込期限:令和8年1月 5日(月)まで

※第1回と第2回は時間・内容ともに同一です。

13:30～13:35 開会

13:35～14:05 発達障害の特性と支援

東京都発達障害者支援センター（おとなTOSCA）  
副センター長 桑野 大輔 氏

発達障害者支援センターは、発達障害児・者への支援を総合的に行うことを目的とした専門的な機関であり、発達障害者ご本人やご家族からの相談や関係機関への支援を行っている。  
この講義では、発達障害に関する基礎知識や支援方法、東京都発達障害者支援センターの機能・役割について紹介していただく。

14:05～14:35 知的・発達障害等を有する  
若年受刑者に対する刑務所の取組

市原青年矯正センター  
首席矯正処遇官（矯正処遇担当）  
門屋 瞳郎 氏

令和5年10月に開院した市原青年矯正センターは、知的障害や発達障害等の特性を有する若年の男子受刑者を専門的に収容している施設であるところ、この講義では、近年の入所者の傾向や、発達・知的障害の特性を踏まえた矯正教育や処遇の取組を紹介していただく。

14:35～14:45 休憩

14:45～15:15 東京保護観察所における入口支援等の取組

東京保護観察所  
統括保護観察官 大木 裕介 氏

保護観察所においては、障害等により、自立した生活を営む上で、福祉サービス等を受けることが必要な者に対し、釈放後速やかに適切な福祉サービス等に結び付ける取組を行っている。  
この講義では、保護観察所と地域福祉機関との連携、支援の流れ、そしてその効果と課題について紹介していただく。

15:15～15:30 質疑応答／閉会



オンライン〈ZOOM: 各回定員200名〉にて開催

参加を希望される方は、裏面の「申込方法」を参照の上、お申込みください。